

令和6年度

日野市立大坂上中学校いじめ防止基本方針

(令和4年6月改定)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布、9月28日施行)の施行に伴い、大坂上中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに、東京都、および日野市いじめ防止基本方針を参考に校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1. 「いじめ」の定義(文部科学省)

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する

2. 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である。そして、いじめる側に問題があり、いじめられる側の保護が最優先されなければならない。

また、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものである。」との認識を持ち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「大坂上中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを「しない、させない、許さない、見過ごさない」学級・学年・学校づくりに努める。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見、迅速な対応を徹底する。
- 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導を徹底する。
- 4極構造(加害者・被害者・傍観者・教師<大人>)でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みを重視する。

3. いじめ未然防止のための取り組み

(1) いじめを「しない、させない、許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。

- ・道徳授業や学級活動等を通して人権教育の推進を図る。
- ・行事等を通して、お互いを認め合うことや協力することの大切さを理解させる。
- ・生徒会活動、学級活動を通し、生徒自らいじめ防止につながる活動を推進する。
- ・外部機関と連携し情報モラルの指導(携帯メール、インターネットモラルの指導)を行う。
- ・朝礼による人権講話を実施する。

(2) 生徒一人一人の自己存在感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・誰にでもわかりやすい授業を実践する。
- ・生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・自己有用感、自己肯定感を促すための道徳授業を実施する。

4. いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

- ・いじめアンケートを毎学期に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える
- ・休み時間等に校内を巡回し、生徒の様子を観察することにより生徒の人間関係を把握する。
- ・いじめに関する授業を道徳や特別活動の時間に実施する。

(2) いじめ早期発見のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有、組織的な対応策を確認し学年を中心に進めていく。
- ・速やかに事実の有無を確認し、事実確認の結果を被害・加害生徒の保護者に連絡する。必要によって市教育委員会に報告する。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為に対し指導する。
- ・いじめられた生徒、保護者へは徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめた側の生徒、保護者がいじめられた生徒、保護者に対して謝罪をし、再発防止を約束する機会を持つ。

5. 「いじめ防止対策委員会の設置」

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを行うための組織として、「いじめ防止対策校内委員会」を特別委員会として設置する。

「いじめ防止対策校内委員会」構成委員

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC

「いじめ防止対策校内委員会」は、必要に応じて会議を持つものとする。また、本会はいじめの防止対策、早期解決の取り組みに加え、研修会の開催（いじめの認知・早期発見・重大事態の理解など）、いじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者との連携等についても担当する。また、いじめ問題に関しては、毎週1回行われる、生活指導部会、特別支援校内委員会で取扱うこととする。

6. 家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・重大事態発生時は、日野市教育委員会に速やかに報告し、助言・指導を求める。また、日野市教育委員会が行う調査に協力する。調査の結果については、いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。
- ・PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換を図る。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

7. いじめ問題への取組の年間計画

月	情報収集 児童・生徒理解	指導、啓発活動	保護者・地域との 連携	対策委員会等	学校行事等
4	1年生全員面接 (SC)	校長講話 生徒会朝礼 SOS の出し方教育 いじめ防止の授業	保護者会 (全) 大坂上中地区育成会	校内研修 (情報交換) いじめ防止の教員研修 校内委員会	始業式 入学式 新入生歓迎会
5	1年生全員面接 (SC)	あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 授業②	体育祭への協力	校内研修 (情報交換) 校内委員会	体育祭
6	ふれあい月間 生活アンケート① 三者面談、家庭訪問	あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 学級指導	三者面談、家庭訪問 大坂上中地区育成会	校内研修 (情報交換) 校内委員会	球技大会 (10)
7	1学期を振り返って	あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 3小学校小学生訪問 学級指導	学校公開日 保護者会 (全) 育成会ふれあい祭り 道徳授業地区公開講座	校内研修 (情報交換) いじめ防止 (重大案件) の教員研修 校内委員会	宿泊学習 (10) 学校説明会 終業式
8	夏休みの反省	校長講話 生徒会選挙活動 学級指導		校内研修 (情報交換) 小中連携研修会 (情報交換) 校内委員会	始業式
9		あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 生徒会役員選挙 学級指導	大坂上中地区育成会 セーフティ教室	校内研修 (情報交換) 校内委員会	修学旅行 (3) 職場体験 (2, 10)
10		あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 学級指導 いじめ防止の授業	学校公開日 進路説明会 三者面談 (3)	校内研修 (情報交換) 校内委員会	音楽祭 マラソン大会 (10)
11	ふれあい月間 生活アンケート②	あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 学級指導	三者面談 (3, 10) 育成会ふれあいハイク	校内研修 (情報交換) いじめ防止の教員研修 校内委員会	高校体験 (2) 校外学習 (10)
12	2学期を振り返って	あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 学級指導	保護者会 (1, 2) 道徳授業地区公開講座	校内研修 (情報交換) 校内委員会	終業式
1	冬休みの反省 新年の目標	校長講話 生徒会朝礼 授業③ 学級指導	学校公開日	校内研修 (情報交換) 小中連携研修会 (情報交換) 校内委員会	始業式 合同学習発表会 (10)
2	ふれあい月間 生活アンケート③	あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 学級指導 いじめ防止の授業	大坂上中地区育成会 新入生保護者説明会	校内研修 (情報交換) 校内委員会	移動教室 (1) 校外学習 (2) 劇と音楽の会 (10)
3	1年間を振り返って	あいさつ運動 校長講話 生徒会朝礼 学級指導	保護者会 (1, 2, 10)	校内研修 (情報交換) 校内委員会	テーブルマナー (3) 卒業式 修了式

